

お知らせ

千葉県より、新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、施設利用のキャンセルをされた場合、お支払い済みの施設利用料につきまして全額を返金する旨の通達がありました。

返金対象期間：令和2年2月1日～令和2年3月31日の間のご利用分

返金期間：令和2年3月31日(火)18:00まで

※注意 終了したご利用分につきましては、返金の対象となりません。

当案内が告知される以前にキャンセルされたご利用分も返金対象となります。

●返金手続きについて

必要資料：利用許可書／領収証／認印／身分証明書（免許証・保険証等）

返金手続きは、お申込み施設の窓口にて行います。

窓口には申請者ご本人がお越しくください。（代理の場合、要委任状と来館者の身分証明書）

利用許可書、領収書を確認のうえ、還付書類に署名捺印を頂き、現金にてご返金させていただきます。

千葉県男女共同参画センター